

入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する下水汚泥（し渣・沈砂）の処理処分業務及び収集運搬業務に係る委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 9 章第 6 節、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 5 章第 6 節及び京都府会計規則（昭和 46 年京都府規則第 3 号）第 7 章の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務

ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターにおける下水汚泥（し渣）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 50 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 洛西第 13 号の 1]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 洛西第 12-01 号の 1]

イ 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターにおける下水汚泥（沈砂）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 30 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 洛西第 13 号の 2]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 洛西第 12-01 号の 2]

ウ 木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥（し渣）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 90 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 洛南第 13 号の 1]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 洛南第 12-01 号の 1]

エ 木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥（沈砂）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 40 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 洛南第 13 号の 2]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 洛南第 12-01 号の 2]

オ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥（し渣）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 90 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 上流第 13 号の 1]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））[流 2 上流第 12-01 号の 1]

カ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥（沈砂）の処理処分及び収集運搬業務（予定数量 10 トン）

汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 上流第 13 号の 2]

汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））[流 2 上流第 12-01 号の 2]

(2) 業務を行う期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(3) 収集場所（下水汚泥（し渣・沈砂）積込場所）

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター 長岡京市勝竜寺樋ノ口地内
- イ 木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木地内
- ウ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター 相楽郡精華町大字下狛椋ノ木地内

(4) 業務の方法等

別添仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和2年1月6日(月)から令和2年2月7日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。

イ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号。以下「告示」という。）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 平成 22 年度以降の契約で、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を 2 台以上有している者であること。

(4) 産業廃棄物の処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「処分業者」という。）であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物処分」

ウ 公的機関が排出する下水汚泥を処分した履行実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別記様式 1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、グループ業者にあつては、構成員の数は 2 者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 者及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 者以上でなければならない。申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 2 年 2 月 6 日（木）及び令和 2 年 2 月 7 日（金）

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 確認資料

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、単体業者にあつては、アの提出は不要である。

ア 共同入札願（グループ業者として申請する場合）（別記様式 2）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証

の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し

ウ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録されている者であることを証する京都府の競争入札参加資格審査結果通知書の写し

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」

エ 公的機関が排出する下水汚泥を収集運搬及び処分した履行実績を証する同種業務の受託実績調書（別記様式3）

※ 3の(3)のウ及び3の(4)のウに掲げる実績があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも1件記載すること。なお、グループ業者として申請する場合は、構成員ごとに作成すること。

オ 契約書等の写し

※ エに記載する業務に係る契約書等の写しを提出すること。

カ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し

キ 使用予定車両一覧表（別記様式4）及び自動車検査証の写し

※ 使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるものとして、当該部分のわかる写真等を添付すること。

※ 業務を行う期間中に使用予定車両の車検が満了する場合は、その更新予定について別記様式4の備考欄に記載すること。

ク 取引使用印鑑届（別記様式5）

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式6）

※ ウの登録を受けた者が申請する場合は、提出不要。

コ 誓約書（別記様式7）

(5) 資料等の提出

ア 複数の業務について申請しようとする（グループ業者として申請するときは、構成員が同一の場合に限る。）場合においても、申請書等は1部の提出で差し支えない。

イ 申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和2年2月14日（金）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(3)のイ及び3の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課
電話番号(075)414-5428
ファクシミリ番号(075)414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和2年1月15日(水)午後5時15分

5 配布資料等に関する質問回答

- (1) 質問については、質疑書(別記様式8)に要点を簡潔かつ明確に記載し、以下の期日までにファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

配布資料(申請書等、入札説明書をいう。)に関する質問:

令和2年1月10日(金)午後4時まで。

設計図書(仕様書等をいう。)に関する質問:

令和2年2月17日(月)午後4時まで

- (2) 回答については、以下の期日までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

配布資料(申請書等、入札説明書をいう。)に関する質問の回答:

令和2年1月14日(火)午後4時まで。

設計図書(仕様書等をいう。)に関する質問の回答:

令和2年2月19日(水)午後4時まで

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のア及びイの業務

令和2年2月21日(金)午前10時

(イ) 1の(1)のウ及びエの業務

令和2年2月21日(金)午前10時30分

(ウ) 1の(1)のオ及びカの業務

令和2年2月21日(金)午前11時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

- (2) 入札の方法

ア 入札者(グループ業者の場合は代表者(処分業者)。以下同じ。)は、(1)のアに示す日時に、(1)のイに示す場所へ入札書(別記様式9)及び内訳書(別記様式10)を作成、持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式11)を提出しなければならない。また、

入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れること。

エ 入札用封筒には、入札書及び内訳書を入れ、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

オ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

キ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

ク 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価重量当たりの処分費及び収集運搬費を設定することを条件とする。

ケ 入札は、1の(1)のアの業務の入札額（単価重量当たりの処分費、収集運搬費に予定数量を乗じた額。以下同じ。）及び1の(1)のイの業務の入札額を合算した合計額、1の(1)のウ及びエの業務の各入札額を合算した合計額、1の(1)のオ及びカの業務の各入札額を合算した合計額で入札する方式（合冊入札）とし、落札の決定は合計入札金額の比較によって行う。

業務	業務概要		入札単位
1の(1)のアの業務	洛西・し渣・処理処分	洛西・し渣・収集運搬	合冊入札
1の(1)のイの業務	洛西・沈砂・処理処分	洛西・沈砂・収集運搬	
1の(1)のウの業務	洛南・し渣・処理処分	洛南・し渣・収集運搬	合冊入札
1の(1)のエの業務	洛南・沈砂・処理処分	洛南・沈砂・収集運搬	
1の(1)のオの業務	上流・し渣・処理処分	上流・し渣・収集運搬	合冊入札
1の(1)のカの業務	上流・沈砂・処理処分	上流・沈砂・収集運搬	

コ 内訳書に記載する価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

また、沈砂の最終処分により排出事業者が産業廃棄物税を負担することとなる場合には、当該金額についても内訳書に記載すること。

なお、内訳書の合計額は入札書に記載する金額と一致させること。

サ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

シ 入札回数は2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

ス 入札者は、説明書並びに仕様契約案及其他添付書類（以下「仕様書等」という。）を

熟知の上、入札しなければらう。

セ 再度入札を行う場合は、次による。

(7) 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格（収集運搬費と処分費の合計額）のみを発表するものとする。

(イ) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

a 無効の入札をした者

b 当初の入札に出席していない者

(ウ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(エ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

7 落札者の決定方法

(1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、令和2年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和2年4月1日付けで行うこととする。

(2) 開札の結果、くじにより落札者を決定する方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

8 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

9 契約書の作成

要する。ただし、契約書は1の(1)の業務ごとに作成する。

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 その他

(1) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る令和2年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。